

## 答 申 第 555 号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3年 3月30日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和○年○月○日付 2ス市経市第 248-2号の 2「審議会諮問通知書」の決裁文書のうち、原議の頭と通知書(案)及び公印のある施行文書のコピー(市政情報室)

- 2 同年 3月31日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

令和○年○月○日付 2ス市経市第 248-2号の 2「審議会諮問通知書」の決裁文書のうち、原議の頭と通知書(案)及び公印のある施行文書のコピー(市政情報室)

- 3 同年 6月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

不開示文書の開示を実施機関に義務付ける裁決を求める

- 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和○年○月○日付 2ス市経市第 248-2号の 2「審議会諮問通知書」の決裁文書のうち①原議の頭、②通知書(案)、③公印のある施行文書のコピーを対象として、旧条例に基づき開示請求をなし、実施機関は、如上①及び②につき全部開示の決定を行った。

- (2) 審議会事務局においては、審議会に諮問する際、1本の稟議書で審査請求人に対しては審議会諮問通知書を発すること、同時に処分庁に対しては、加えて弁明書の提出を求める文言を記載した文書を発出する扱いであることを、後行する開示請求の補正において知った。
- (3) すなわち、「決裁文書 2ス市経市第 248-2号の 2」は不存在であり、「決裁文書 2ス 248-2号」に添付されている起案文書及び施行文書は、「2ス市第 248-2号の 1」が処分庁あて文書であり、「2ス市第 248-2号の 2」が審査請求人あて文書であるものと思料され、その段階で補正が必要であるにもかかわらず、これを怠り、審議会事務局は処分庁あての起案文書と施行文書のコピーは対象保有個人情報②及び③の対象から除外するという恣意的判断を裁量逾越して行い、存否を明らかにせず不開示としている。よって、その開示を求めるものである。
- (4) 処分庁は、開示請求を一体のものとして捉え、旧条例第23条第 1項により、保有個人情報の全部を開示するときは開示決定を行うとの解釈により、手続きは適正であったと主張しているものとみられる。
- (5) 処分庁の弁明を見る限り、開示請求書は 3枚の紙が特定されることが明確に意図され、各別 3件の保有個人情報の開示請求が 1枚の開示請求書に記載されたことが了解可能であると処分庁は認識していたとみられる。そうすると、「起案文書頭」及び「施行文書案」に、旧条例第23条第 1項を適用するのは適正手続きであったが、「施行文書写」には、旧条例第23条第 2項を適用し、「開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む」に該当し、「不存在であるから不開示」との決定を行うべきであった。
- (6) 保有個人情報があるかないかという点は、重要な情報である。旧条例第22条は、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる旨を定めていることなどからも、「あるかないか」は重要な情報であることは論を待たない。
- (7) 確かに、処分庁は、原処分から、およそ半年後、「弁明書」において、「施行文書写し」は、必ずしもコピーして保管する必要がないものであり、探してみたが見つからなかったと主張している。「不存在」である旨は了解可能ではある。

(8) 旧条例の定めは、開示請求があった場合、原則14日以内に実施機関にその応答を義務付けているものとみられていることから、「不存在であるから不開示」である旨の応答が抜けていたと言わざるを得ない。

(9) 「施行文書写し不存在」である事実は、開示請求があったのち、反論書発出までおよそ 6か月を要したことなどから、どこかに紛れ込んでいないか、間違っただけで開示決定等を行った公所に送付していないかなども含め、徹底的に探したであろうことは類推できるので、審査請求人としても争うものではない。

(10) 現時点では、結果として「不存在であるから不開示」であることを審査請求人が了知しているから、よいではないかとの意見もあるだろうが、このことは審査請求による弁明書の送付がなければ知ることができなかった事実でもあり、応答自体が開示請求より約 9か月後であることから、原則 2週間程度の期間内に、開示等決定を行うことを義務付けた条例の趣旨に反し、手続きには違法がある。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

1 審査請求人は本件開示請求を「令和○年○月○日付 2ス市経市第 248-2号の 2『審議会諮問通知書』」（以下「本件諮問通知書」という。）が含まれる決裁文書の原議の頭及び通知書（案）、施行文書のコピーを要求したものだと言っているようである。しかしながら、個人情報開示請求書（以下「請求書」という。）の記載は、本件諮問通知書の決裁文書にある本件諮問通知書の原議の頭、通知書（案）及び施行文書のコピーと解釈できる記載である。

通常、施行文書のコピーはその決裁文書には含まれないが、請求人の請求趣旨に沿うように、令和○年○月○日起案の「個人情報開示請求に対する決定に係る審査請求について」の決裁文書（以下「本件決裁文書」という。）には含まれない施行文書のコピーをあえて含めたうえで本件保有個人情報をそれぞれ特定し、開示したものである。

2 なお、原議の頭には 2ス市経市第 248-2号の 2との記載はないが、当該文書番号は、実施機関が審査請求人あてに送付した本件諮問通知書に記載されているものであり、本件諮問通知書の案は、本件決裁文書に綴られている。

よって、本件開示請求の対象となるべき保有個人情報は適切に特定されており、審査請求人の主張はあてはまらない。

## 第 5 審議会の判断

### 1 争点

次に掲げる 3点が争点となっている。

- (1) 原議の頭を本件保有個人情報として特定したことは妥当か否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 処分庁あて起案文書及び施行文書のコピーを本件保有個人情報として特定しなかったことは妥当か否か（以下「争点②」という。）。
- (3) 公印のある施行文書のコピーを本件保有個人情報として特定したことは妥当か否か（以下「争点③」という。）。

### 2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2条第 2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

### 3 旧条例の趣旨等

旧条例は、第 1条で規定しているように、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与することを目的として、制定されたものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

当審議会は、この旧条例の原則開示の理念に立って、旧条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 4 本件保有個人情報について

- (1) 本件保有個人情報は、本件決裁文書に含まれる起案の頭紙（以下「本件保有個人情報①」という。）、審査請求人あて審議会諮問通知書の案（以下「本件保有個人情報②」という。）及び公印が押印された当該通知書の施行文書のコピー（以下「本件保有個人情報③」という。）であり、審査請求人が名古屋市長に対して行った審査請求に関し、審査庁である実施機関が名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）へ諮問した旨を関係人に通知するために作成した決裁文書である。

- (2) 実施機関の説明を踏まえると、審査庁が審査請求人に対し、審議会へ諮問した旨の通知をする際の手続きは次のとおりである。

ア 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に基づき、旧条例第23条各項の決定に係る審査請求があった場合、旧条例第48条第3項の規定により、審議会へ諮問を行う。

イ 諮問をした場合、旧条例第49条の規定に基づき、審査請求人等の関係人に対し、審議会諮問通知書（第25号様式）により諮問した旨の通知を行う。

ウ 諮問をした旨の通知を行う際は、審査請求人あて審議会諮問通知書の案と合わせて、処分庁あて弁明書提出依頼文の案を添付した決裁文書が作成される。

エ 定めはないが、決裁文書が施行される際は、公印を押印した施行文書のコピーを取り、決裁文書と合わせて保管をされる場合がある。

## 5 争点①について

審査請求人は、決裁文書「2ス市経市第 248-2号の 2」は不存在であると主張するため、争点①について判断する。

(1) 本件決裁文書は、上記 4(2) ウのとおり作成され、上記 4(1) に掲げる文書が本件保有個人情報として特定されている。

(2) 当審議会が本件決裁文書を見分したところ、本件決裁文書の一部文書には、次の文書番号が記載されていた。

本件保有個人情報① 「2ス市第 248号の 2」

処分庁あて依頼文書(案 1) 「2ス市第 248号の 2」

本件保有個人情報②(案 2) 「2ス市経市第 248-2号の 2」

(3) 「2ス市経市第 248-2号の 2」の文書番号は、実施機関が審査請求人あてに送付した本件諮問通知書及び本件保有個人情報②に記載されており、本件保有個人情報②は、本件決裁文書に綴られている。また、本件決裁文書には、本件保有個人情報①も綴られている。

(4) 本件開示請求に記載されている原議の頭とは、本件諮問通知書の決裁文書に含まれる原議の頭と解することができる。

(5) 本件保有個人情報①には、「2ス市経市第 248-2号の 2」との記載はな

いが、上記を踏まえると、本件保有個人情報②は適切に特定されている。

(6) 以上のことから、争点①に係る本件処分は妥当であると認められる。

## 6 争点②について

審査請求人は、本件決裁文書のうち、処分庁あて依頼文書及び当該施行文書のコピーを恣意的に請求の対象から除外していると主張するため、争点②について判断する。

(1) 実施機関は審査庁として、個人情報の開示請求に対する審査請求があった場合、上記 4(2) の手順で審議会に諮問した旨の通知を行う。この際、1件の決裁文書で、処分庁あての弁明書提出依頼文書及び審査請求人あての審議会諮問通知書をそれぞれに送付してよいか伺いを立てている。

(2) 当審議会が本件決裁文書を見分したところ、本件決裁文書には、案 1として、処分庁あて依頼文書、案 2として、本件保有個人情報②が添付されていた。

(3) 本件開示請求は、上記第 2の 1のとおりであり、請求書に記載の通知書（案）とは、本件保有個人情報②を指すと解釈できるものであるから、処分庁あての起案文書及び施行文書のコピーを本件保有個人情報に含めず、保有個人情報の特定を行ったことは不合理であるとまでは認められない。

(4) 以上のことから、争点②に係る本件処分は妥当であると認められる。

## 7 争点③について

審査請求人は、本件保有個人情報③は、不存在であるから非開示との決定を行うべきであったと主張するため、争点③について判断する。

(1) 上記 4(2) ウのとおり、通常、施行文書のコピーは決裁文書には含まれないが、実施機関は、本件決裁文書と合わせて保管をしていたため、本件保有個人情報③を本件保有個人情報として特定した。

なお、実施機関において、施行文書のコピーは本件開示請求に対して特定されたもののほかには保有されていないものと認められる。

(2) 審査請求人の請求趣旨に鑑みると、本件保有個人情報③は存在しないものとして、改めて開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とした個人情報非開示決定を行うべきであるとも考えられる。

(3) しかし、上記 (1) で述べたとおり、本来実施機関が保有する自己の個

個人情報の開示を求める制度である個人情報開示請求において、既に開示されたもののほかに本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在しないと認められる本件において、本件処分を取り消し、非開示決定を行う意義に乏しいと考えられる。

(4) 以上のことから、争点③に係る本件処分は結論において妥当であると認められる。

8 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審議会の処理経過

| 年 月 日                       | 内 容               |
|-----------------------------|-------------------|
| 令和 3年10月14日                 | 本件審査請求に係る諮問書の受理   |
| 12月15日                      | 本件審査請求に係る弁明書の受理   |
| 令和 4年 1月18日                 | 本件審査請求に係る反論意見書を受理 |
| 令和 5年 9月15日<br>(令和 5年度第 6回) | 調査審議              |
| 10月13日<br>(令和 5年度第 7回)      | 調査審議              |
| 12月27日                      | 答申                |